

インターネット公売に関し重要と認められる事項

1 公売参加申込みの受付期間

令和6年10月16日（水）午後1時から 令和6年10月30日（水）午後5時まで

2 公売参加申込みに当たって必要な書類及びその提出期限等

公売に参加される方は次の必要書類を提出期限までに書面により提出（郵送可）してください。

なお、必要書類は、公売情報ホームページ（<https://www.koubai.nta.go.jp>）から出力することができます。

※提出された書類は、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 必要書類

イ 共通

公売保証金振込通知書兼払渡請求書（下記3の(3)参照）

公売保証金の充当申出書

ロ 公売財産が不動産の場合

陳述書等（下記4参照）

ハ 代理人が買受申込みをする場合

代理権限を証する委任状

※法人については、代表者以外が買受申込みをする場合に必要です。

ニ 共同で買受申込みをする場合

共同買受申込代表者の届出書及び共同買受申込代表者に対する共同買受申込者全員からの委任状

(2) 提出期限

令和6年11月7日（木）午後5時（必着）

(3) 提出先

〒760-0018 香川県高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎

高松国税局 徴収部 特別整理第一部門

電話 087-831-3111

3 公売保証金の提供等

公売保証金の提供が必要な公売財産について公売参加申込みをしようとする場合は、公売保証金の納付期限までに、指定された振込先口座へ公売保証金を入金する必要があります（振込先口座については、上記2の(3)の必要書類の提出先部署にお問い合わせください。）。

なお、公売保証金の納付期限の直前に銀行振込みを行った場合は、納付期限までに入金の確認ができないことがあります。

(1) 銀行振込みによる公売保証金の納付期限

令和6年11月7日（木）午後2時

(2) 公売保証金の振込みについての注意事項

イ 公売保証金の振込人と買受申込者等が異なる場合は、公売に参加できません。

ロ 公売保証金は入金後、その取消し又は変更はできません。

ハ 振込手数料については、振込人の負担となります。

ニ 振込みに当たっては、振込人の氏名（名称）の前に必ず「売却区分番号」を記載してください。

複数の公売財産について公売参加申込みをされる場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を入金してください。

（記載例）「１２３－１ 国税太郎」 「４５６７－１０ 株式会社納税商事」など

ホ 公売保証金の入金確認後、執行機関から領収証書を郵送します。

（３）振込金受取書等の提出

金融機関から交付された振込金受取書又は利用明細票等を公売保証金振込通知書兼払渡請求書の所定の位置に貼付して、上記２の(2)の提出期限までに提出してください。

なお、インターネットバンキングを利用した場合は、振込みが確認できる画面等を印刷し、貼付してください。

また、公売保証金の充当申出書も併せて提出してください。

（４）公売保証金の返還

公売保証金については、買受申込者が最高価申込者となった場合及び国税徴収法第 108 条第 1 項の規定による処分を受けた場合を除き、競り売り終了の告知後、公売保証金振込通知書兼払渡請求書の「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します（公売保証金の返還は 1 か月から 1 か月半程度かかる場合があります。）。

4 陳述書等の提出における注意事項等

（１）買受申込者の区分（個人・法人）に応じた陳述書を提出してください。

なお、陳述書の提出は売却区分番号ごととなりますので、複数の公売財産の買受申込みをする場合は、売却区分番号ごとに陳述書が必要となります。

（２）陳述書には、個人にあつては住民票上の住所及び氏名を、法人にあつては商業登記簿上の所在地及び名称を記載してください。

なお、陳述書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。

書き損じた場合は、新たな陳述書を作成してください。

（３）法人が買受申込みをする場合は、陳述書その他、「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出してください。

なお、商業登記簿に係る登記事項証明書等は、最新の情報が記載された発行後 3 か月以内のものを提出してください。

（４）次に掲げる指定許認可等を受けている事業者が買受申込みをする場合は、陳述書に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。

イ 宅地建物取引業法第 3 条第 1 項の免許を受けて事業を行っている者

都道府県又は国土交通省（各整備局）が発行する免許証等

ロ 債権管理回収業に関する特別措置法第 3 条の許可を受けて事業を行っている者

法務省が発行する許可証等

（５）陳述書等の提出がない場合や記載に不備がある場合は、公売に参加できませんので、正確に記載の上、提出してください。

また、提出した陳述書等は、訂正や追完はできません。そのため、提出した陳述書等に不備がある場合は、提出期限内に再提出が必要となります。

- (6) 共同して買受申込みをする場合は、買受申込者ごとに陳述書等を提出してください。
- (7) 自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を提出してください。
また、自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人の場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出してください。
- (8) 虚偽の陳述をした場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

5 買受代金の納付

- (1) 買受代金は納付期限までに買受代金の全額について、高松国税局が指定した金融機関の口座に振込みにより納付してください。
- (2) 振込手数料は振込人（買受人）の負担となります。
- (3) 買受人が買受代金の全額を納付した後に、その者に対して売却決定通知書を送付します。

6 権利移転手続

公売財産の権利移転手続きは、執行機関が買受人から権利移転に必要な次の書類等の提出を受けた後、職権で登記嘱託します。

- (1) 買受人が個人の場合は住民票抄本、法人の場合は商業（法人）登記簿に係る登記事項全部証明書
- (2) 所有権移転登記のための登録免許税の領収証書又は印紙
※登録免許税額が3万円以下の場合は、領収証書に代えて印紙でも構いません。
- (3) 登記嘱託書等を郵送する際に必要な郵便切手
- (4) 登記識別情報の通知に関する確認書
- (5) 公売財産の固定資産評価証明書

7 インターネット公売の参加制限を受ける者

次のいずれかに該当する方は、インターネット公売に参加することができません（代理人による参加もできません。）。

- (1) 滞納者
ただし、自己の滞納により公売される公売財産以外の公売財産については制限されません。
- (2) 国税徴収法第108条の規定により国税局又は税務署から公売の参加を制限されている者
- (3) 国税庁、国税局又は税務署に勤務する職員及び国税庁が競り売り人として選任した官公庁オークションサイトの運営業者
- (4) 「国税関係インターネット公売ガイドライン」及びサイト業者のネットオークションに関連する規約等の内容を承諾せず、順守できない者
- (5) 農地など買受人に一定の資格や要件を必要とする場合、その資格などを有していない者
- (6) 制限行為能力者
ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- (7) 公売の手続に関する日本語を理解することができない者
ただし、その代理人が公売の手続に関する日本語を理解できる場合を除きます。
- (8) 日本国内に住所又は所在地、連絡先がない者

ただし、その代理人の住所又は所在地、連絡先が日本国内にある場合を除きます。

(9) サイト業者の運営するオークションサイトへの参加制限を受ける者

8 参加規約への同意

別添「国税関係インターネット公売ガイドライン」に同意しない者は、インターネット公売に参加できません。

なお、別添「国税関係インターネット公売ガイドライン」は、高松国税局徴収部特別整理第一部門においても閲覧できます。